令和6年9月4日 総務部財産活用課

指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

| 主旨

指定管理者の健全運営と持続的なサービスの維持向上を図るため、最近の賃上げの動向を踏まえ、人件費の変動に応じて指定管理料を変更する「賃金スライド制度」を新たに導入する。

現状:指定管理料は初年度に債務負担行為を設定し5年間定額払い

背景:今年度春闘における賃上げ額が過去最高水準となるなど、

人件費が著しく上昇

2 制度の概要

県人事委員会算定の公民較差分について、当年度の指定管理料を変更 (人委勧告に準じ4月に遡って増額。先行他県の制度は翌年度適用)

- (1)対象施設:指定管理料に人件費を算定している26施設
- (2) 対象経費:指定管理者に直接雇用される従業員の人件費
- (3) スライド額:人件費計画額×公民較差(R5年度は0.88%) ※初年度については、公募年度の公民較差分も I年目に加算



3 適用予定時期

令和6年度2月補正予算から適用

(同額を次年度当初予算として計上し、以後の年度も同様に対応)